

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県鍼灸師会（以下「本会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事又は監事をいう。
- (2) 役員は、非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費、及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員報酬は日額ならびに年額とする。ただし、その総額は別表1に定める範囲内とする。

- 2 日額については別表2のとおりとする。
- 3 年額については別表3の範囲内で、理事については理事会の決議、監事については監事の協議で支給額を決めるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 前条第2項の報酬についてはその都度支給とし、前条第3項については該当年度の最終理事会日以降から年度末日までに支給する。

- 2 報酬は通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 本会は、役員が職務遂行に伴い負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準とし、同法第20条第2項の規定により公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、会員総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

改正後の規程は、令和2年度定時総会決議後より施行する。（令和2年9月27日）

別表1 総額

理事	20万円以内
監事	10万円以内

別表2 日額

業務内容	金額
理事会への出席、事業への従事	8,000円以内
保険初心者講習会講師・保険請求調査指導	1時間あたり1,000円（上限8,000円）
出張	1日あたり10,000円 ※1
講師	20,000円以内

※1 午前もしくは午後のみ場合は5,000円

別表3 年額

理事	10万円以内
監事	3万円以内

